

## 告 示

### 埼玉県告示第三百二十九号

昭和五十年埼玉県告示第八百五十六号（埼玉県屋外広告物条例に基づく禁止地域等の指定について）の一部を次のように改正し、平成三十一年四月一日から施行する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

第一号イ中「越谷市、川口市」を「川口市、越谷市、熊谷市」に改め、同号ロ(9)中「荒川大橋」を「比企郡滑川町地内の熊谷市との境界」に改め、同号ロ中(29)を削り、(30)を(29)とし、(31)から(40)までを(30)から(39)までとし、同号ニ中(5)を削り、(6)を(5)とし、(7)から(10)までを(6)から(9)までとする。

第三号中「越谷市、川口市」を「川口市、越谷市、熊谷市」に改める。